

医療法人尚寿会 介護老人保健施設 愛 運営規程 (介護予防) 訪問リハビリテーション

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、医療法人尚寿会が開設する介護老人保健施設愛 (以下、事業所という。) が行なう (介護予防) 訪問リハビリテーションサービス (以下、「事業」という。) の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 従業者は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法・作業療法・言語療法その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者の人権擁護や虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 事業を行う主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設 愛
- 二 所在地 埼玉県狭山市大字水野 5 9 6 番地

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 医師 1 人以上 (入所、通所リハと兼任)
- 二 理学療法士 1 人以上 (入所、通所リハと兼任)
- 三 作業療法士 1 人以上 (入所、通所リハと兼任)
- 四 言語聴覚士 1 人以上 (入所、通所リハと兼任)

医師の指示並びに (介護予防) 訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日及び 12 月 31 日から 1 月 3 日を除く。
- 二 営業時間 8 : 45 ~ 17 : 15 までとする。

1. 規程一②（e）

（通常の事業の実施地域）

第 6 条 通常の事業の実施地域は、狭山市、所沢市、入間市とする。

（（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの内容）

第 7 条 事業の内容は、医師の指示に基づき利用者の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションとする。

（利用料その他の費用の額）

第 8 条 （介護予防）訪問リハビリテーションの利用料の額は、別紙のとおり厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該（介護予防）訪問リハビリテーションサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 第 6 条の通常事業の実施地域を越えて行う（介護予防）訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から 1 キロメートルあたり 200 円とする。
- 3 リハビリテーションの一環として公共交通機関等を利用する際に同行する職員の交通費は、その実費を徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に料金表で説明をし、同意として契約書に署名を受けることとする。

（虐待の防止等）

第 9 条 事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の事項を実施する。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - 四 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所はサービス提供中に従業者または擁護者（利用者の家族等を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（事故発生時の対応）

第 10 条 利用者に対する（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

第 11 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

1. 規程②（e）

（衛生管理）

第 12 条 感染症が発生または蔓延しないよう、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。

- 一 施設における感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- 三 施設において、従業者に対し感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修ならびに訓練を定期的実施する。
- 四 「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（その他の運営に関する重要事項）

第 13 条 従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用日及び3ヶ月以内に1回（法人実施）
- 二 年間研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、人事様式15号「誓約書」に記載する。
- 4 事業所は適切な（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は医療法人尚寿会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

この規程は、2018年4月1日に改定する。

この規程は、2019年2月1日に改定する。

この規程は、2024年2月1日に改定する。